

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 こども応援隊
所 在 地	尼崎市南武庫之荘1-8-7
評価実施期間	平成25年5月10日～平成26年7月22日 実地（訪問）調査日 平成25年12月2.3日 / 平成26年7月3日
評価調査者	HF06-1-0034 HF06-1-0033 HF06-1-0038 HF12-1-012

※契約日から評価
結果の確定日まで

2 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 上高丸保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 山下 ゆかり	開設（指定）年月日： 昭和・平成 25年 4月 1日
設置主体： 経営主体： 社会福祉法人みかり会	定員 (利用人数) 70名
所在地：〒655-0016 神戸市垂水区高丸8丁目15-12	
電話番号： 078-709-4018	FAX番号： 左に同じ
E-mail： Kamitaka@mikarikai.jp	ホームページアドレス： http://www.mikarikai.jp/kamitakamaru

(2) 基本情報

理念・方針 人としての素地を培う I、アットホームな“昼間の家庭” II、感知融合（総合的人間力を培う）						
力を入れて取り組んでいる点 家庭的な雰囲気の中で、子どもの心情・意欲・態度を育む						
職員配置 ※（）内排働	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
	園長	1（ ）	1歳児担任	2（3）	4歳児担任	1（ ）
	主任	1（ ）	2歳児担任	2（2）	5歳児担任	1（1）
	0歳児担任	2（3）	3歳児担任	1（1）	栄養士	2（ ）
施設の状況 公立保育所からの引き継ぎで一年目です 新しく園舎を建て替え、保育をしています						

3 評価結果

○総評

◇特に評価の高い点

理念・方針の実現や保育の質の向上を目的として「4つの委員会」が組織され、利用者や地域へのきめ細かい福祉サービスや質の高い保育を提供しようとする取り組みが積極的に行われています。

また、「長期計画」「中期計画」「事業計画」が組織的・系統的に策定されており、保育園の社会的な役割や職員の基本姿勢となるような理念・方針が掲げられています。

子どもの人権に十分配慮した取り組みが行われており、利用者が意見要望を述べやすいように工夫され、丁寧にフィードバックされています。

◇特に改善を求められる点

法人全体で統一したシステムがあり、周知が行われているため、今後は園独自の方法であったり、地域性を考慮して取り組んだり、管理者がさらに把握して進めていくと、一層に深まり、向上されると思われます。

○ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

公立保育所からの民間移管として4月開園し、公立の保育を引き継いでいくことでの戸惑いが沢山ある中で、第三者評価受審でした。

保育所での経験年数4年以上1/3という職員配置ではありましたが、第三者評価受審していない職員も半数以上という状況でした。

まず、受審項目に目を向け、職員に保育内容の見直し、法人としての取り組みの確認をすることから始めました。自分自身の保育を見つめ直し、課題もあがり、全員が同じ目標をもち、それぞれの職員のモチベーションも膨らんでいきました。

第三者評価受審を終えた今、その結果を踏まえ、継続と新たな課題に向かい、PDCAサイクルに沿って進めているところです。

○各評価項目に係る第三者評価結果 (別紙1)

○各評価項目に係る評価結果グラフ (別紙2)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	a
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員等に周知されている。	a
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a

特記事項

- 法人の理念を「人としての素地を培う」と定められ、ホームページ、「ほいくえんのしおり」などに掲載をしている。
- 理念に基づき、「運営理念」「保育方針」を定め、「子どもの安全な生活の保障と、健やかな成長を目的として、福祉の機能を十分に発揮し、地域に“なくてはならない存在”となる」など職員の行動規範になるような内容となっている。
また、ホームページ、「ほいくえんのしおり」などに掲載をしている。
- 理念・方針・目標は、「新人職員研修」や「全体会議」等で、理事長から説明を行い、「法人内フィードバック研修」や「トゥモローチャレンジ研修」等で周知状況を確認し、継続的な取り組みが行われている。
- 理念・方針・目標を利用者に周知するため、「保育園のしおり」を配布し、新入園児説明会、在園児説明会にて説明をしている。
また、近隣の「地域福祉センター」に園だよりを配布したり、パンフレットや、毎月更新の「コラム」にも掲載して周知している。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	a
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	a
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 法人内の委員会（サービス向上・リスクマネジメント・コンシダレーション・オンリーワン）において、中期事業計画・長期事業計画が策定され、具体的な目標値に沿って継続的な取り組みが行われている。 予算と実績の対比や人件費支出の分析、子どもの数の増減などの管理を本部にて行い共有している。 ● 中期事業計画・長期事業計画を踏まえた各年度の事業計画を策定し、「人材育成」「保育内容」「保護者との連携」「サービスの向上」「栄養管理・衛生管理」の視点から具体的に示されている。 ● 事業計画の実施状況については、定期的に法人内の各委員会の会議や研修において、状況の把握や計画の見直しを行っている。 ● 事業計画は、全職員が閲覧できるシステムを構築し共有を図っている。 また、法人「運営会議」や「スーパーバイザー会議」で話し合われた内容は、職員に報告し事業計画の進捗状況も確認している。 ● 施設・保護者代表・行政の三者による「運営委員会」において、事業計画の資料を配布し、説明を行っている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者である園長は、自らの役割と責任について、「役職マニュアル」や「給与規定」「運営管理規程」により表明している。 有事の際の対応マニュアルについては園長からの指示の上で行動するシステムとなっている。 ● 園長は神戸市私立保育園連盟の園長会などに参加し、幅広い分野での研修や勉強会での取り組みがみられる。 ● 法人内全施設で年1回行われている「トゥモローチャレンジ」において、職員間の意思統一を

図り、職員の意見を取り込み、課題を把握し改善のための指導力を発揮している。

- 経営や業務の効率化に向けた取り組みとしては法人全体で共有し「運営会議」「チーフ会議」「スーパーバイザー会議」で話し合わせ、人事・労務・財務や人員配置などの検討が行われている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査等が実施されている。	a

特記事項

- 神戸市の待機児童申込状況にて地域の子どもの人数を予測したり、園長会、福祉事務所などから福祉事業の動向について把握したり反映している。
- 法人内のリスクマネジメント委員会において「コスト意識の醸成」が掲げられ、分析を行い、経営状況の把握については「運営会議」にて継続的に検討されている。
- 外部の公認会計士が毎月の試算表を確認し、指摘事項などの把握や改善を行っている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れを適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入と育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

特記事項

- 人事管理については、法人独自のシステムを構築し、「人事に関する方針」が定められており、法人「運営会議」や「スーパー会議」にて話し合わせ、職員配置などが検討されている。
- 園長は、職員個人面談（年2回）を行い、「自己評価」によって課題や指摘事項を確認し、個別の「研修計画」に反映させている。
- 職員の就業状況や意向に関しては、主任が担当者として「時間外勤務、休日勤務命令簿」により定期的にチェックをしている。
「メディカルアシスト」医療アドバイザーや労務士、弁護士など、職員が相談できる環境を整えている。
- 「民間社会福祉事業職員互助会」に加入するなど、福利厚生事業や職員支援に努めている。

- 中期事業計画・長期事業計画において、研修の目的等が記載されており、保育の質を高めるための目標や基本姿勢を具体的に明示している。
- 個人の「研修計画書」を策定し、「自己評価表」をもとに面談を行い、職員一人ひとりに応じた研修を行っている。
また、法人内の「トゥモローチャレンジ」など法人独自の内部研修も行われている。
- 研修を終了した職員は、「研修報告書」を提出し、職員会議で発表する機会がある。
また、報告書には「業務改善内容」の項目があり、実際の保育に活かすための取り組みが行われ、法人内の研修委員会にて検討もされている。
- 「実習生マニュアル」を作成し、意義・方針・周知方法・担当者・担当者研修など基本的な姿勢や体制を整備している。
また、養成校との連携や責任体制は、依頼書や実習承諾書を取り交わし文書も保管している。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a
II-3-(1)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対処方法については、全職員にも周知している。	a
II-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している	a

特記事項

- 安全管理のため、「リスクマネジメント委員会」を設置して、危機管理や保健衛生などリスク別の「安全管理マニュアル」や「保健衛生マニュアル」を作成し、周知されている。
また、委員会にて定期的な分析や検討を行い、会議でも報告、周知されている。
- 「安全対策マニュアル」を整備し、災害時に対応できる緊急体制を整えており、定期的に訓練を行っている。
また、食料や備品などは「災害備蓄品リスト」に基づいて不測の事態に備えられている。
- 事故防止のため、「ヒヤリハット事例」「事故報告書」を記載して、事例を集約し、職員の情報共有に活用している。
また、「安全点検表」は毎月担当者がチェックするなど、事故の予防に努めている。
- 「食中毒発生時マニュアル」を作成し、新人研修やフィードバック研修（2年目職員）の際に職員周知を行っている。
- 「不審者対応マニュアル」を作成し、不審者侵入などの対応ができるようにしている。
県警ホットラインを設置し、警備会社との契約をするなどの連携がみられる。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	a
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a

特記事項

- 中期事業計画・長期事業計画には、「地域課題を把握し、多様なニーズに対応できる福祉の総合的な拠点になる」、と掲げられ、「オンリーワン委員会」にて地域の社会資源や関係施設との関わりについての取り組みが行われている。
また、近隣園の5歳児とドッジボール大会などの交流を持ったり、地域福祉センター・児童館など連携した取り組みがみられる。
- 「園庭開放」や「一時保育」を実施し、育児相談（発達相談）を随時受け付けたり、地域の子育て家庭への支援を行っている。園行事の「七夕会」や「クリスマス会」など地域の子どもが参加できる行事も開催されている。
また、「食育ひろばのお知らせ」といった案内等を配布し、地域の子育て家庭との交流を兼ねた食育に関する講演会等も実施されていた。
- 「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、意義と体制等の基本姿勢を明確にしている。
受け入れに必要な「福祉体験学習申込書」「健康チェック表」などの書類を用意し、受け入れの実態が「オンリーワン委員会」にて報告されている。
- 地域の社会資源を一覧表に明示して、職員間での共有をしている。
また、必要な情報については、掲示板に貼り出し、保護者へ伝達をしている。
- 民生委員、近隣小学校、地域福祉センター、婦人会、自治会長との連絡や訪問など、連携を持った取り組みが行われている。
また、虐待に関しては、「児童虐待防止マニュアル」によって連携体制を整えている。
- 地域の福祉ニーズは、近隣の小学校、児童館、交番などから情報を収集し把握に努めている。
- 法人が目指す方向として、「地域の真の幸福をめざして「なくてはならない存在に」と掲げられ、中期事業計画・長期事業計画にも地域活動に関しての積極的な活動がみられる。
「オンリーワン委員会」にて子育て家庭のニーズを把握し、定期的な見直しと検討が行われている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者の満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みを確立し十分に周知・機能している。	a
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもの関わり方マニュアル」の中に「バイスティックの7原則」を用いて、人権擁護に関する方針や姿勢を示している。 また、新任研修や勉強会で子どもの権利擁護に関する事項を学び、「ほいくえんのしおり」に記載して保護者にも伝えている。 ● 「子どものプライバシー保護マニュアル」「守秘義務（プライバシー）マニュアル」「ほいくえんのしおり」やホームページにも個人情報について等の記載があり、基本姿勢を示している。 ● 「運営委員会（月1回）」があり、「ご意見カード」、保育参加、個別懇談会、保護者アンケート等で保護者の意見を把握する機会がある。 また、「コンシダレーション委員会」担当者を中心に分析、検討を行っている。 ● 相談や意見を述べやすい環境は、「ほいくえんのしおり」に記載し、複数の相談方法等があることが示されている。 また、仕組みについては玄関にも掲示し、プライバシーに配慮した部屋もある。 ● 苦情解決の仕組みを示した資料を玄関や「ほいくえんのしおり」に記載し、内容や対応を文書にし保護者に説明している。 「コンシダレーション委員会」担当者を中心に、苦情等の分析・検討・改善を行っている。 ● 保護者からの意見等は保育に反映し、玄関には、「励ましのお言葉」に綴じて閲覧できるようにしている。 また、「苦情予防マニュアル」「苦情対応マニュアル」「苦情報告マニュアル」を整備し、対応している。
--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 年2回自己評価をし、面談や研修計画表で課題抽出している。 「サービス向上委員会」を設置し、他施設職員が評価する「トゥモローチャレンジ」を年1回実施している。 ● 「トゥモローチャレンジ」の実施から、改善実施計画が立てられ、確認や見直される仕組みが整っている。 ● 標準的な実施方法は、指導計画や「ほいくえんのしおり」に示している。 また、「生活」「職務」「業務」「保育」「係」「遊び」に分類され、各マニュアルを整備している。 ● 年1回「トゥモローチャレンジ」を受け、「サービス向上委員会」担当者を中心に評価や見直しを行っている。 ● 「面接個人調査票」の記録があり、個別月案としての指導計画が立てられている。 また、新任研修で記録に関する説明を行い、文書は主任が確認したものを配布するようになっている。 ● 子どもの記録に関する取り扱いは、情報保管・開示に関するマニュアルに示されている。 また、職員は守秘義務の遵守について、研修し、法人と誓約を取り交わしている。 ● 幼児会議、乳児会議などで、子ども一人ひとりの内容が話し合われ、会議録で確認するよう周知が図られている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 保育理念や内容は、入園説明会で「ほいくえんのしおり」をもとに説明し、玄関に掲示している。 また、パンフレットやホームページ等にも公開している。 ● 利用の内容を「ほいくえんのしおり」に記載し、入園説明会で説明している。 また、説明会終了後「確認書及び同意書」を交わしている。 ● 転園や卒園の際には、保育の継続性に配慮し、引継ぎ文書があり、退園後にも相談できるよう記載した文書が渡されている。
--

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	a
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 把握した情報は、「面接個人調査票」「児童票」「保健記録票」「経過記録」に記録され、「情報更新マニュアル」に沿って定期的に見直しをしている。 ● 保育課程に基づき子どもの実態に即して年間計画、個別月案や週案、日案を作成している。 また、環境構成や活動が主体的なものとなるよう工夫している。 ● 月案会議で計画を作成、職員共有を図っている。 また、個別月案の振り返りを行い、課題や反省を次回への反映を行っている。「パーソナルシート」等で把握した、子ども一人ひとりの状況や保護者の意向は計画の見直しに反映している。
--

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果
A-1-(1) 養護と保育の一体的展開	
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	a
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
A-1-(2) 環境を通して行う保育	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかわかれるような人物・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(3) 職員の資質向上	
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 保育課程は「児童憲章」[児童福祉法][保育所保育指針]に基づき編成し、園の方針や目標に基づいて作成されている。 また、保護者会で内容・保育の方法を伝え、評価見直しを行っている。 ● 乳児室は、ゆったりとした空間を確保し、子ども一人ひとりのリズムに合わせた関わりができるよう配慮されている。 また、パーソナルシートでのやり取りで、子どもの状況を把握している。 個別月案計画では、チェック表を活用して行い、成長の確認をしながら援助している。 ● 心身の状態が把握され、日常の状態の観察を行うなどの朝の受け入れ体制が整っている。 また、成長に合わせた玩具、空間を確保し、エリア遊びが設定されている。 園庭遊びでは、子どもの気持ちを受け止め、「しっぽとり」の遊びも少しずつルールを伝えながらクラス全員が楽しめるよう保育が進められていた。 ● 集団の中でも安心して遊べるよう「エリア遊び」の環境を設定し、リズム遊びやごっこ遊び、制作などを子どもが考え、進めていけるよう保育援助していた。 保護者への伝達方法として写真にコメントが書かれたり、配置に工夫があったり、地域へは「
--

園だより」や、「コラム」で発信する取り組みがある。

- 保育計画の中に「なくてはならない存在を目指して」を掲げ、「福祉の総合的な拠点」を目指し、地域や小学校との連携も図られている。
「幼児教育合同研修会」や、「垂水区保育士区内研修」では、小学校との連携が行われ子どもの引き継ぎ等も話し合われている。
- 子どもが心地よく過ごせるよう採光、換気、保温、清潔等マニュアルに基づき、生活空間を確保している。
また、安心して遊びが進められるよう色彩、音、家具類等の配置などの工夫がある。
「トゥモローチャレンジ」では、「環境を学ぶ」をテーマに「声のかけ方や、受け止め方」を分析することで室内のエリアづくりを考える機会や遊びマニュアルを設定して提案している。
- 子ども一人ひとりの基本的な生活習慣が身につくよう、個人差に合わせて食事、排せつ、午睡、着衣着脱、清潔等が進めていける環境が整備されている。
子どもが自分の健康に関心を持ち「手洗い、うがい、乾布摩擦」も毎日の生活の中で行われている。
- 子どもが主体的に遊べる環境作りとして、「エリア遊び」の環境が設定されており、玩具、素材、用具に工夫がある。
人間関係や友達との共同体験では、異年齢保育や、当番活動を行い、けんかや、グループ遊び等、社会的ルールを学ぶ遊びに対しても、保育者が子どもの姿を理解し関わっている。
- 月間指導計画を基に季節や時期を感じられる保育環境を設定しており、近隣の保育所に「食育コンサート」に出かけたり、行事等でも積極的に地域と関わっている。
- わらべ歌や毎月の歌で言葉に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるよう、リズム遊びや劇ごっこ、お絵かき、制作をするなど表現を楽しむ機会がある。
- 職員は、「自己評価表」を提出し、保育所保育指針に基づいた評価に行っている。
また、毎日の評価は、日誌にて振り返りを行い、課題や改善を次に活かすシステムがある。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性	
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
A-2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場	
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状況に応じて実施している。	a
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制	
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a

特記事項

- 一人ひとりの違いを受け止め尊重しながら関わりを行っている。
また、言葉がけや関わりも子どもの目線で話したり、子どもから言葉が出るように見守り、気持ちくみ取っている事が確認できた。
- 子どもに対して、安心できる環境や関わりが整えられて配慮されている。
また、保育者や関係機関との連携も図り、研修にも参加している。
- 延長担当の保育士を配置し、申し送り簿にて引き継ぎを行い、長時間に過ごす環境を整えている。
- 保護者との健康に関する情報は、入園の際、「面接個人調査票」にて把握している。
また、保健計画の基づき、マニュアルも整備されており、「リスクマネジメント委員会」の中でチェック、見直ししている。
- 食育計画に基づき、「食」に対する取り組みがある。
園の外からも厨房の様子が見え、献立や調理方法や材料も伝えるシステムがあり、食事を楽しめるランチルームが設置している。
- 一人ひとりの食生活を配慮し、食器、食材、提供時間等も考慮されている。
月一回の献立会議では、栄養士、主任が様子や喫食状況を話し合っている。
- 保健計画に基づき健康診断が計画され、結果は記録に残し保護者配布、職員周知のシステムがある。
- アレルギー疾患のある子どもに対しては、主治医の指示書を基に対応している。
配膳時も、栄養士、保育者が声を掛け合い、食材の指差し確認も行い、提供している。
- 調理場の衛生管理に関しては、「リスクマネジメント委員会」の提案の基にマニュアル作成、チェック、見直しが行われ、周知徹底されている。

A-3 保護者に対する支援

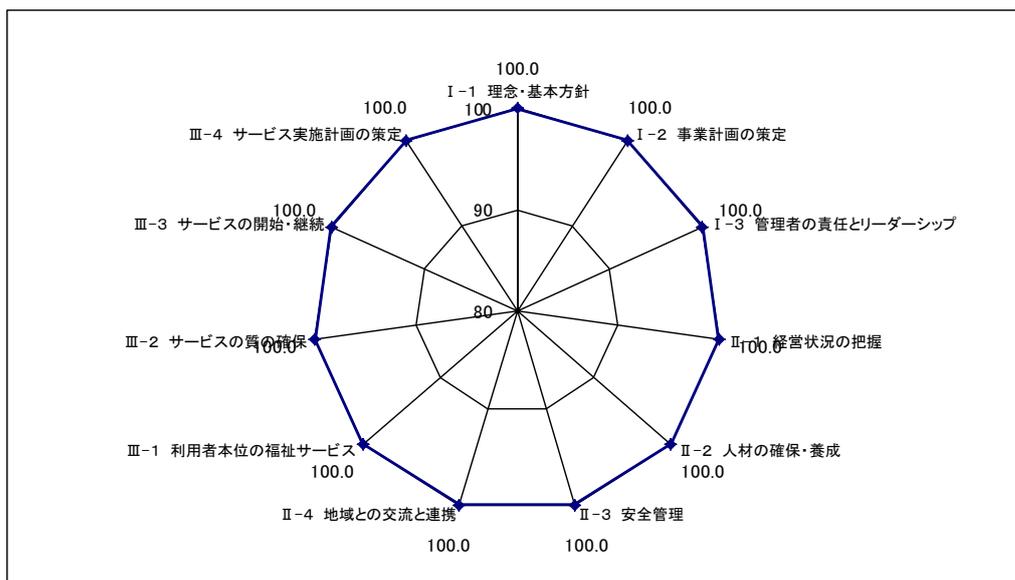
	第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携	
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得ているための機会を設けている。	a
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a

特記事項

- 食育計画に基づき「食」への取り組みを伝える仕組みとして「園だより」「献立表」「サンプル展示」「保育参加時の試食」などで保護者に伝えられている。
- 日常の状況は「パーソナルシート」に記載したり、会話で情報交換している。
また、個別の相談や対応時の記録は子育て相談カードにて記録し、把握している。
- 保護者との相互理解の取り組みは、「懇談会」「親子の集い」などで情報交換や保育園の目標等を伝える機会を設けている。
- 虐待の早期発見や予防に対しては「児童虐待防止・発見マニュアル」を策定し、職員の対応、周知、保護者啓発、関係機関との連携、適切に取り組まれている。

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	14	14	100.0
I-2 事業計画の策定	22	22	100.0
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	14	14	100.0
II-1 経営状況の把握	9	9	100.0
II-2 人材の確保・養成	35	35	100.0
II-3 安全管理	16	16	100.0
II-4 地域との交流と連携	32	32	100.0
III-1 利用者本位の福祉サービス	35	35	100.0
III-2 サービスの質の確保	34	34	100.0
III-3 サービスの開始・継続	16	16	100.0
III-4 サービス実施計画の策定	16	16	100.0



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 養護と保育の一体的展開	40	40	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育	44	44	100.0
1-(3) 職員の資質向上	5	5	100.0
2-(1) 生活と発達の連続性	23	23	100.0
2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場	27	27	100.0
2-(3) 健康及び安全の実施体制	9	9	100.0
3-(1) 家庭との緊密な連携	25	25	100.0

